

東川町地域交流センター施設使用許可申請書

平成 年 月 日

東川町長 様

申請者 住 所 _____
団体名 _____
氏 名 _____ 印 _____
電話番号 _____

東川町地域交流センター施設を使用したいので、申請します。

使用時間	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分から 平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
使用人員	人 (男) 人、女 人)
使用目的	
使用室名	多目的ホール 交流プラザ 会議室A 会議室B 食育研修室
使用備品等	備考
その他	施設と併せて公園の利用を予定している方はその旨申し出て下さい。 屋外で火器の使用を希望する方はご相談ください。

使用料徴収の 有 無	有・無	円	合計 円	無 料
暖房費徴収の 有 無	有・無	円		

※この欄は記入しないで下さい。

東川町地域交流センター使用料

1 時間当たり

区分		使用料		暖房料
室名	面積	町民等		
多目的ホール	324.86m ²	2,500円	1,250円	350円
交流プラザ	183.60m ²	1,400円	700円	200円
会議室A	98.82m ²	600円	300円	40円
会議室B	84.53m ²	600円	300円	40円
食育研修室	86.08m ²	600円	300円	40円

備考

1. 町民等とは、町内に住所を有する個人、町内に住所を有する各種団体及び企業をいう。
2. 町内の団体が主催する大会及び催事等については、町民等扱いとする。
3. 町内各学校（小・中学校・高等学校・専門学校・養護学校）が授業等で使用する場合は免除する。
4. 中学生以下が使用する場合は免除する。
5. 東川町の少年団活動（会議等）で使用する場合は免除する。
6. 各地区シニアクラブ及びシニアクラブ連合会で使用する場合は免除する。
7. 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
8. 各種団体等で公共性があり、全町的な事業を行う場合は免除する。
9. 営利及び収益目的で使用し事業を実施する場合は、1時間当たり使用料の3倍の額を上限とし、別途協議のうえ計算する。
10. 使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（1枚1組で1枚割引き）で納付することができる。
11. 使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。
12. 暖房適用期間は11月1日から4月30日までとする。ただし、町民等は免除する。